

宮崎県がん対策審議会委員の改選について

宮崎県がん対策審議会条例（一部抜粋）

（所掌事務）

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 宮崎県がん対策推進計画の策定及び変更に関すること。
- （2） がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定に基づく知事の諮問を要する事項に関すること。
- （3） その他宮崎県のがん対策に係る重要な事項に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- （1） がん、がん医療、がん検診又はがんの予防に関する学識経験のある者
- （2） 個人情報保護に関する学識経験のある者
- （3） がん医療又はがん検診を受ける立場にある者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

1. 現委員について

- 委員：11名（名簿のとおり）
- 任期：令和5年11月30日まで
- 選任方法：条例第4条第1項の規定に沿って選任
 - ・ 第1号委員及び第2号委員：関係機関に対して推薦を依頼
※石川委員については、在宅緩和ケアの第一人者としての立場から、宮崎県がん対策推進協議会（審議会設置前の私的諮問機関）の頃から引き続き委員に就任いただいている。
 - ・ 第3号委員：公募により選出

2. 次期委員の選任について

第4期宮崎県がん対策推進計画の策定作業中であることから、現委員に“再任”をお願いしたい。

※任期：令和5年12月1日から令和7年11月30日まで（2年間）